里親制度を知っていますか?

10月は里親月間



保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情をもって養育する人を「里親」といいます。

●・里親の種類・

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

親族里親

保護者の死亡や行方不明などにより、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が養育する里親です。



・・ 里親になるまでの流れ

1相談

お住まいの地域の児童相談所 (津市は中勢児童相談所 №231-5666)にご相談ください。里親 制度について説明します。

②研修

里親制度などに関する研修 (座学3日間)を受講します。 ※研修は一部免除される場合も あります。

③調査・申し込み

児童相談所の担当職員が家庭 訪問し、家庭環境、経済状況、 健康状態などに関する調査を行います。その後、要件を確認し た上で、里親認定申請書を提出 していただきます。



4施設実習

県内の乳児院または児童養護施設での実習(2日間)を受講します。

⑤審查•登録

県社会福祉審議会での審査を 経て里親として認定されると、里 親名簿に登録されます。

※里親登録後、児童相談所が子どもの条件や里親の状況などを考慮し、子どもにとって最適な環境と里親家庭を選びます。



••• 里親説明会、出前講座

里親制度を広く知ってもらうため、県内各地で里 親説明会や里親出前講座が開催されています。里親

説明会では、実際に子ども たちと暮らしている里親の お話を聞くこともできま す。また、里親出前講座 は、地域の会合や会社の研 修会など少人数でも無料で 開催できます。



里親説明会のスケジュールや里親出前講座について、詳しくは三重県ホームページをご覧いただくか以下へお問い合わせください。里親月間をきっかけに里親制度について学んでみませんか。

問い合わせ

三重県児童相談センター総務・家庭児童支援室(〒514-0113 一身田大古曽694-1、**■**231-5669)



三重県ホームページ